

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）

新旧対照表

改正後		改正前	
(趣旨) 第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の受ける給与について、必要な事項を定めるものとする。 一～十三 (略) 十四 防災会議委員 十四の二 災害弔慰金等支給審査会委員 十五 情報公開・個人情報保護審査会委員 十五の二～六十六 (略) 第二条～第十二条 (略) 別表一（第三条関係） (略) 別表二（第五条関係） (略) 別表三（第八条関係）		(趣旨) 第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の受ける給与について、必要な事項を定めるものとする。 一～十三 (略) 十四 防災会議委員 (新設) 十五 情報公開・個人情報保護審査会委員 十五の二～六十六 (略) 第二条～第十二条 (略) 別表一（第三条関係） (略) 別表二（第五条関係） (略) 別表三（第八条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)	(略)	(略)	(略)
防災会議委員	日額 八、七〇〇円	防災会議委員	日額 八、七〇〇円
災害弔慰金等支給審査会委員	日額 八、七〇〇円	(新設)	(新設)
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 八、七〇〇円	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 八、七〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)